

奥州市議会運営委員会 会議録

【日 時】令和6年11月5日（火） 13:30～14:55

【場 所】奥州市役所7階 委員会室

【出席委員】小野優委員長 千葉敦副委員長 及川春樹委員 千葉和彦委員 小野寺満委員
高橋浩委員 千葉康弘委員 廣野富男委員 阿部加代子委員 今野裕文委員

※議長、副議長の出席はなし

【出席委員外議員】なし

【欠席委員】なし

【事務局】鈴木事務局長 菊池事務局次長 佐藤事務局副主幹

【次 第】

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 市議会議員政治倫理条例（案）について
 - (2) 奥州市議会基本条例の検証について
- 4 その他
 - (1) 今後の予定について
 - (2) その他
- 5 閉会

【会議要旨】

協議

- (1) 市議会議員政治倫理条例（案）について … 周知期間を設け、周知に係る市議会だより発行の翌月1日を施行日案とする。引き続き、関係部署と内容を詰め、パブコメ等に向けていく。
- (2) 奥州市議会基本条例の検証について … 大項目1、市民に開かれた議会の中項目(1)、市民への情報公開と情報共有、(2)多様な市民意見の把握に係る条項を検証し、了承。修正内容は、正・副委員長、事務局で調整し、次回以降会議に提示する。

その他

- (1) 今後の予定について … 次第のとおり
- (2) その他 … 11/29滝沢市議会の研修会は、11/22まで回答の猶予をいただいた。
前回報告した松本市議会から受入不可との連絡あり。再調整を要する状況。

【概 要】

1 開会

○副委員長（千葉敦君） お疲れ様です。ただいまより、奥州市議会運営委員会を開会します。委員長の挨拶後、協議事項等は、委員長の進行で進めます。

2 委員長挨拶

○委員長（小野優君） 改めましてお疲れ様です。

本日は、市議会議員倫理条例（案）について、議会基本条例の検証について進めて参ります。よろしくお願いします。

3 協議事項

（1）市議会議員政治倫理条例（案）について

○委員長（小野優君） 早速、協議事項に入ります。

（1）市議会議員政治条例（案）について、事務局から説明願います。

○佐藤副主幹 政治倫理条例について、サイドブックに、前回と同じ資料を奥州市議会政治倫理条例（案）として保管しています。今日は、変更があった部分のみをお伝えします。

状況としては、総務課、選挙管理委員会との協議を引き続き進めています。先般の国政選挙の関係で、選挙管理委員会ではなかなか時間が取れていないということでまだ明確な回答をいただけていない部分があります。

ただし、何点か進んだ部分があります。

1つは、施行期日についてです。関連して、周知期間について、前回の会議で、廣野委員、阿部委員からご意見をいただきました。4月1日から施行という意見と、周知期間を設けるべきという意見です。

直近で政治倫理条例を施行した自治体の例を見ますと、やはり様々あり、公布日の翌月4月1日から施行している例もあれば、周知期間を設けて施行している例もありました。

施行期日までにどれだけの期間を設ければいいのかは、明確に書かれているものではなく、例えば、条例に罰則を設けるのであれば周知期間を1年とか設けたほうがいいのかという例はあるようですが、今回の市の条例には罰則はありません。

一方で、阿部委員がおっしゃったことがまさにそのとおりだと思いますのは、今回の奥州市の政治倫理条例が、市民の責務も定めている内容であるということ。奥州市議会議員が政治倫理を守ればいいだけではなく、市民の方々にも、言葉がいいかどうかかわからないですが、いわゆる議員にすり寄ってくるようなことはやってはいけないんですよという内容を文言として盛り込んでいる部分が大きいと捉えています。

そう考えますと、仮に3月議会で提案し、可決された場合ですけれども、条例の内容が市議会だよりで周知されるのは、5月第2週の市議会だよりになります。その周知を行った上で、直近の施行と考えますと、順調にいきました場合は、令和7年6月1日施行の案ではどうかというのが進展があった内容です。これは、提案になりますので、ここでお諮りいただければと思います。

2点目は、政治倫理審査会の委員の謝礼、出席旅費について、該当になる案件があるわけではないから、とのお話もあったわけですが、この点も財政課に確認し、令和7年度で条例施行が予定されるのであれば、当初予算で要求するのがいいのではないかと。ただ、内示といいますか、内部的な決定や議会への提案が認められるかどうかはわからない状況ではありますが、予算要求は行った方がいいという答えをいただきましたので、予算要求だけは行いました。この部

分は、新年度予算要求に盛り込むことができたことにより一定程度クリアできたと捉えています。

3点目は、先日、広報編集委員会が開かれ、市議会だよりの9月定例会号が11月第2週に発行されますが、そちらに記事掲載として、政治倫理条例の策定を進めておりますので、パブリックコメントを、時期は明確にはしていませんが、行う予定というところを市民向けに市議会だよりでお知らせすることで進んでいます。

最後に、これらを踏まえての今後のスケジュールですが、可能であれば11月の全員協議会で議員の皆様に説明をしたいと考えていたんですが、もう少々時間がかかると思いますので、あと何回かの協議を経た上で、12月半ばの全員協議会での議員向けの説明を目指していきたいという状況にあります。今後、また、選管、総務課の協議を進めていきたいと考えています。

以上です。

○委員長（小野優君） 条例の制定に向けての流れについて事務局から説明いただきました。

ここまでのところで質問ありますでしょうか。

施行期日に関してもありましたが、お願いします。

廣野委員。

○18番（廣野富男君） 概ねいいかと思いますが、見えてこないのは全体のスケジュールです。予算要求はされたということですし、12月の全協では説明をすると。

条例の施行期日前にはパブコメをするのはわかりましたが、議会としての最終は、どの辺を一応セッティングしているのか。例えば、1月なのか、2月なのか。そこで、当然、パブコメをしたのを受けて最終調整をして、成案を作らと思うので、そのスケジュール感を再度、確認させていただきたい。

○委員長（小野優君） 佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 当市議会のスケジュールは、9月9日の議会運営委員会でスケジュールを示させていただいたところです。これが、1ヶ月ないし2ヶ月遅れている状況にあると捉えています。

ただ、3月の最終案報告や、発議案提出は、何とかここは守っていききたいということになりますので、おそらく短くなってしまうのが、1月、2月のところに条例研究（最終案検討①、②、③）とそのスケジュールには入っていますが、この期間が若干短くなってしまうと捉えています。そのスケジュール的な部分は、見直しもしながら進めていかなければならないと思っていますが、重ねてですが、3月の発議案の提出については何とかこぎつけたいと考えておりますので、伴いまして、議会としての最終部分につきましては、12月ぐらいに、12月に全員協議会の開催を予定していますので、そこが1つの対外的に、市民向けにパブリックコメントを出すところの最終形にはなろうと捉えているところです。

以上です。

○委員長（小野優君） 他にありますか。

では、政治倫理条例（案）については、ここまでとさせていただきます。

(2) 奥州市議会基本条例の検証について

○委員長（小野優君） 次に、(2)議会基本条例の検証についてです。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 議会基本条例の検証について、サイドブックに資料を保管しています。

まず、条例の大項目、中項目、個別条文で、前回も一覧表として提示した資料ですが、今、配信されましたので、ご確認いただければと思います。

2 ページ目の第18条、第19条は、前回の会議で個票を提示をさせていただきました。第18条の議会事務局の体制整備は、ご承認いただけたと思いますが、第19条の議会図書室は、見直しが必要で再検討として差し戻しを受けているところです。今日の再提案ではないですが、改めて提案したいと考えています。

今日は、1 ページ目の大項目 1、市民に開かれた議会、中項目の(1)市民への情報公開と情報共有、(2)多様な市民意見の把握の2つの個別条文について、個票で検証するという事で、検証日程に11月5日と入れています。

保管した資料の順番が前後しますが、最初に、第2条第3号の個票です。

資料が配信になりましたが、検証項目は、議会の活動原則〔開かれた議会〕、条文は、見出しが議会活動の原則、そして、第2条第3号で、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと、と書かれています。

取組実績は、前回のものをそのまま書いている部分もありますので、新たに追加した部分を確認します。(4)の議会活動の広報内容のところで、第12条の検証内容に係る取組事項に同じ、と書かれておりますが、①市議会だよりについて、発行は年4回の発行を継続して行っていますし、前回以降、令和2年7月から令和6年11月の発行までで第74号を数える取組を継続しています。①のイは、公募型プロポーザル実施による広報誌の質の維持で、単純に契約継続するのではなく、プロポーザルを実施することによって業者を選定し、デザイン等を重視した広報に取り組んでいることを継続しています。②として、ホームページも前回の掲載内容をそのまま書いていますが、次のページの中段あたりに、FM録音配信の次に、会議録速報とあり、以下、奥州市議会に関する市民アンケート結果、議会中継のライブ字幕配信の開始、議員間討議のガイドライン、ICT推進方針、議会基本条例検証報告書、議会業務継続計画などについてもホームページにアップしたことを追加をしたところです。

③、SNSは、それまでの取組に加え、インスタグラムを令和3年6月に開始と追記しています。

⑤、Zoomを活用した全員協議会のオンライン上での公開で、これは新たな取組で、ZoomからYouTubeへ映像を送信し、YouTube上に市議会公式アカウントを設定して、映像データを格納しています。この映像は一般公開されており、いつでも視聴することができるということで公開をしています。

⑥、議会中継は、前回は令和元年にシステム更新したのですが、昨年8月からさらに新たな議会中継システムを導入しました。あわせて、ライブ字幕システムを導入し、傍聴席ライブ字幕表示のほか、字幕付きのままホームページでも見るができる環境を整備した取組を進めてきています。

⑦、令和4年に広聴機能の充実強化のため、議会広報委員会を議会広聴広報委員会に改組しています。

(5)は、市民と議員の懇談会でこれは別の個票にも書かれておりますのでここでは省略します。

段階評価は、奥和会さんからA、奥州みらいさん、共産党さん、公明党さんからはB、新奥会

さんからはCと出されています。理由は、前回の会議と書き方を変えたんですが、各会派さんから出された内容をそのまま括弧書きで掲載する形で今回提示しています。

この部分を最終的には、今はまだ各会派さんの意見にとどまっている状況ですので、この場で了承をいただけたのであれば、この会派さんの枠を取り払って、議運としての意見という形でまとめて、次回以降の会議で報告させていただく形にしたいと思っております。その点ご了承ください。

続きまして、管理評価は、条例改正が必要か否かを測る評価になりますが、奥和会さん、共産党さんからは4、奥州みらいさん、新奥会さん、公明党さんからは3、見直しは不要であるけれども現状の取組を見直すという評価をいただいています。平均を取りますと、管理評価は3。従いまして、条文改正につきましては不要ことで、黒チェックを付けたという内容です。

今後必要な取組の部分が非常に大事になってきますが、奥和会さん、共産党さんからは特になし、奥州みらいさんからは、様々な世代の意見を市政につなげる取組が必要、新奥会さんからは、議員間討議、委員会付託ということで出されておりますけれども、ここは私が分かりかねた部分ではあったのですが、その意見が出されています。

あと、公明党さんからは、新医療センターの議員間討議が必要になっている、ということが出されています。この点は、個別のことで言うのであれば、8月21日に1回はやっていることにはなりますので、取組としては解決されているのかなと思うところではあります。

続けて、次は、第5条第2項・第3項の評価です。今、資料は、配信しました。

この検証項目は、議会運営の原則等〔委員会公開、傍聴環境整備〕で、条文には、条の見出しではなく、章で、議会運営の原則等と付けられています。ここでは、第2項及び第3項を検証しますので、太字でアンダーラインとなっています。第2項、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、公開を原則とする、と。また、第3項として、議会は、市民の傍聴意欲を高めるよう努めなければならない、という条文になっています。

ここも、前回書かれている部分に加えまして、ページの下の方の(2)の②、傍聴意欲の確保という部分ですが、先ほど出て参りました新たな取組で、新たな議会中継システムが導入されたことに伴い、傍聴席ライブ字幕表示に加え、字幕付きのままホームページでも見ることができる環境を整備しています。

触れられているとおり、耳の聞こえに不安のある方、それから専門用語が飛び交う議会でわかりやすい議論を見せることができることで、主権者教育にも繋がっているという中身で、SDGsにも取り組んでいる内容になっています。

次のページで、これらを通じ、議会を市民に身近な環境に置きつつ、傍聴意欲を高める取組を継続しているという活動になっております。

関係例規で、委員会条例や規程に、会議の公開の原則などが定められている状況です。

段階評価ですが、奥和会さん、共産党さんからA評価、奥州みらいさん、新奥会さん、公明党さんからB評価で、それぞれ資料に掲載している内容が指摘されています。

管理評価は、四捨五入では3で、改正は要らないことになるんですが、公明党さんから2の評価、つまり、条文改正が必要ではないかという評価があります。これは、チェックシートの作りが、第5条をまとめてチェックする形になっていましたので、第5条第1項で通年議会の検討を

するべきではないかということの議論になると思いますので、もしかするとこの第2項、第3項の評価は2ではなくて違う評価になるのかもしれないんですが、その辺りは後でご指摘いただければと思います。

そして、もし、第5条第1項で通年議会を議論することになるのであれば、この条文改正は要らないということになるのではということで、事務局では不要にチェックを付けましたけれども、もしここが、「いやもっともっと議論すべきじゃないか」という意見が出てくるのであれば、条文改正が必要ということになるかもしれません。ここは、議論があるところと捉えています。

今後必要な取組で、奥和会さんから、委員会等の会議中継の可否を検討。奥州みらいさんからは、議員活動に市民に関心を持っていただく工夫が必要。地域に出向き、行うことも必要である。新奥会さんから、議事進行について議員が学習する機会が必要では。委員会の配信は進めていくべき。日中に傍聴に来ることができる人も少ないので改善が必要では。公明党さんからは、先ほども言いました、通年議会の導入について議論を深める。ただし、これは、第5条第1項での検証に委ねるべきではないか、ということで矢印を付けた内容になっています。

関連がありますのであと3項目を続けて説明します。

続きまして、第10条第2項です。今、資料配信になりました。

検証項目としては、政務活動費、条文は第10条第2項、政務活動費は、その透明性を確保するため、その使途を公開しなければならない、ということです。

取組実績ですが、(1)としてこれまでの経緯が書いてあったんですが、現状を付け加えています。(1)の④ですが、使途公開の現状で、政務活動費はホームページで公開すべきとの平成29年度の議会改革検討委員会での結論を受け、同年度以降の政務活動費の収支報告書を市ホームページで公開している。

次のページで、(2)政務活動費の使途公開内容の②平成29年度以降の部分で、なお書きとして、「政務活動費の手引き（平成26年4月制定）は、令和4年4月及び令和5年4月に内容の改正を行い、また、市議会だよりの関連記事に係るQRコードの掲載は、毎年度継続し、使途情報へのアクセスを容易にしている。」という取組を継続していることを追加しています。

段階評価は、奥和会さん、奥州みらいさん、新奥会さん、公明党さんからAですが、共産党さんからはCで、政策立案という次元まで進めていない、という理由をいただいています。

ただ、これも先ほどの繰り返しですが、評価が、個票は第10条第2項の評価でしたが、チェックシートが第10条をまとめて評価する形になっていますので、もしかすると第10条第1項の部分を受けて、政策立案の次元まで進めていないという理由の記載になったかもしれませんので、もしここが違うということであれば、ここは内容が変わってくる部分になるかなと捉えています。

管理評価は、奥和会さん、奥州みらいさん、共産党さん、公明党さんからは4、条文改正はせず、現状の取組を継続するという評価だったんですが、新奥会さんから3の評価をいただいています。

今後必要な取組ですが、奥州みらいさんから、政務活動費が政策提言や一般質問に生かされ、結果的に市民福祉に繋がる。活動費の使途と成果を公開していく。共産党さんからは、広報活動で消えている。額の検討が必要ではないか、との趣旨と捉えたところです。新奥会さんは、適正執行、使途の公開をしているが、活動量が増えると自己負担額も増え結果的に政務活動としては

制限される。金額については検討が必要、との意見がありましたので、ここはもしかすると取組内容の記載の変更が必要になってくる部分かなと捉えています。

さらに進めます。続いて、第11条です。

第11条も、情報公開と説明責任で、市民との関係の内容になっています。

第11条、議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない、という条文です。

検証内容としては、①議会は、議会が持つ情報の公開を十分にできていますか。②議会は、市民に対する説明責任をどのように果たしていますか、という内容です。

取組実績は、(1)は既に出てきた内容と重複する部分ですので、読み上げは割愛します。

(2)は、市民に対する説明責任で、こちらでは、市民と議員の懇談会が出てくる内容になっています。こちらも、別立てで条文がありますので、今の時点では省略します。

段階評価は、奥和会さん、公明党さんはA、奥州みらいさん、新奥会さんはB、共産党さんはC評価です。数字に置き直して四捨五入を取ると、B評価になると記載しています。

管理評価は、共産党さん、公明党さんからは4の評価だったんですが、奥和会さん、奥州みらいさん、新奥会さんからは、現状の取組を見直すことが必要とのことで3の評価をいただいております。全体の管理評価は3となります。内容を読み上げますと、管理評価の理由は、奥和会さんは、条文見直しは必要はないけれども、十分な説明責任を果たすためには、常に見直しの意識が必要である。奥州みらいさんからは、情報公開に努めていく。新奥会さんからは、議会が持つ情報の公開を十分にできているかが不明。市民と議員の懇談会が少ない、といった意見が出されておりますが、条文改正は不要とチェックを付けています。

今後必要な取組は、奥州みらいさんから、議会活動の報告などについて、より情報を市民にわかりやすく届ける。新奥会さんからは、委員会の配信回数を増やす、本会議の中継を当日中に配信する、ホームページでの議案の賛否を公表する、市民と議員の懇談会の回数を増やすなどの検討。公明党さんからは、もっと議会に興味を持ってもらえる取組が必要、議会・議員の紹介、説明のYouTube配信などと出されています。

先進事例としても、小田原市、これは前回は記述があった内容ですが、YouTubeの配信を委員会単位でやっているという事例があります。

そして、第12条です。ただいま、資料配信になったところでです。

こちらの検証項目は、議会広報の充実ということで、条文は記載があるとおりです。検証内容は、①「おうしゅう市議会だより」の内容は充実していますか、②市議会ホームページ、フェイスブック、ツイッター、FM放送の内容は充実していますか、③市議会の生放送、録画配信は充実していますか、④市民の意向の把握や、市民にわかりやすい情報が提供されていますか、という内容です。

取組内容は、先ほどの内容と重複しますので、読み上げは省略します。

段階評価は、新奥会さん以外はA評価だったんですが、新奥会さんはB評価で、読み上げますと、行政用語など市民には一般的ではない単語が散見される、委員会の配信が一部できていない、定例会本会議の録画がその日のうちに配信されていない、とのことでB評価をいただいています。

管理評価は、奥和会さん、共産党さん、公明党さんからは4で改正は必要なし。奥州みらいさ

んは、改正はいらないけれども取組内容の見直しが必要と来ておりましたが、新奥会さんは一部改正が必要ではないかとの意見です。

読み上げますと、子供、高齢者といった情報弱者には別の手法も検討が必要ではないか、との内容での2の評価となります。

ですので、ここでは、条例改正は不要と私の方ではチェックを付けたんですが、これから出される意見によっては、これが、改正必要と変わる可能性もある、単純平均では改正不要ですが、変わる可能性がある内容と捉えています。

今後必要な取組は、それぞれの会派さんから出されています。奥和会さんからは、費用対効果の検証が必要。奥州みらいさんからは、若い世代も参加しやすい広報誌に取り組む必要がある。新奥会さんからは、議会関係会議の開催のぽちっと奥州での告知や、市役所1階での周知、基本条例の中にも「広聴」機能をしっかりと謳うべき。子供、高齢者といった情報弱者には別の手法も検討も必要ではないか。これは、管理評価の理由の再掲で書かせていただいております。

以上、5つをまとめて報告をしましたので、ご意見をいただければと思います。

特に、今後必要な取組の部分につきまして、これから作文といいますか、まとめなければならない部分になりますので、より具体的な、こういう中身があればいいんじゃないかというところをいただければと思います。

また、逆に、この部分は会派さんとしては認め難いという部分があればご指摘いただければそこは削りますし、その部分について特に意見がないことというのであれば、各会派さんから出された意見が議運の意見になるということでお捉えいただければと思います。

以上の視点でご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（小野優君） 個票を1つ1つ進めます。

今事務局から説明いただきまして、まず、一覧表の大項目、市民に開かれた議会の中の、中項目の(1)市民への情報公開と情報共有という部分の説明でした。ここから先はこの個票に基づいて、改めてご意見をいただければと思います。

最初に、第2条第3号の公正、透明性及び云々の部分に関して、改めて、評価等を確認させていただきたいと思います。

まず、段階評価で新奥会がCとなっておりましたけれども、及川委員から補足説明等があればお願いします。

○10番（及川春樹君） 随分前の話なので忘れたところもあるんですが、条文の(2)も会派としてみまして、議員間相互の自由な討議を重んじること、ということも踏まえて、議員間討議がされていないということで、結局、それがちゃんとスムーズに進まないと市民の方々にこういった議論がされていましてよってというような、いろいろな意見があるとは思いますがそういったことまで踏み込んで説明できないなということでCとしました。以上です。

○委員長（小野優君） という説明があり、まず段階評価は新奥会がCですが、平均すると段階評価はBになっていますが、まずこの議運としての評価として、この段階評価Bにもしご異論がある方がありましたらと思いますが、この点はよろしいでしょうか。併せて、管理評価もありますけれども。

< 意見なし >

では、まず議運として、段階評価はB、管理評価は3というところで確認させていただきます。

改めまして、今後必要な取組の部分、これが検証報告書の部分でも大事になってくるのがここからの部分なんです、ここに関して、奥州みらいさんからは、様々な世代の意見を市政につなげる取組が必要ということもありましたし、それから新奥会は、今及川委員からもありましたけれども、議員間討議の回数だったり、委員会付託の回数だったりの内容の部分でした。公明党さんに確認ですが、これは今はここまでやっていますよという意味での表記ということによかったですか。この新医療センターの議員間討議が必要になっている、1回済のところだったんですけれども。覚えてらっしゃる範囲でお願いいたします。

阿部委員。

○22番（阿部加代子君） すいません。その当時のことだったんですが、なかなか議員間討議が、例えば、新医療センターが大きな問題になっておりますけれども、進んでいないなという当時の状況を踏まえて書いたという記憶です。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。

今、個票で第2条の第1号から第3号までのうち、今見ているページは、第3号の部分ですが、この評価の仕方とか、取組の部分、当時合わせて書いたものだったので、そこは改めて、検証報告書を作成する際には、注意してまとめていくことになりますけれども、まずは、この部分に関しての評価が、段階評価はB、管理評価は3ということで決定したいと思います、これにご異論ありますでしょうか。

< 「なし」との声あり >

○委員長（小野優君） ありがとうございます。では、この部分はここで確定させていただきます。

次に、第5条第2項・第3項です。常任委員会等の部分に関して、公開の原則、それから、市民の傍聴意欲を高めるように、という部分でした。

ここは、極端な意見はなく、段階評価もB、それから管理評価も3という部分でした。

先ほど事務局の説明にもありましたが、おそらく、公明党さんが出されたこの通年議会に関しては、第5条第1項の部分なので、今の第3項に関しては、このとおりの段階評価B、管理評価3の内容でいいのかなと思うんですが、この点について何かご意見がありましたらお願いします。

特にないようであればまずこのとおりの部分なんです、ここで確認させていただきたいのが、この第3項に「市民の傍聴意欲を高める」と書いてある部分、そのとおりなんです、その「傍聴」という用語を使っていますとどうしても議場に足を運んでいただいてというのが一般的なイメージになるかなと。一方で、この間もそれこそICTを使った、「見てもらう」、議場には来てもらわなくても「見てもらうように」というところで取組をしてきたんですが、この「傍聴」という表現をそういった何でしょう、議会、議場に足を運ばない市民の関わりも含んでいるというふうに改めて定義を確認していけばいいのか、やはり、別の用語で「傍聴」プラス、他の市議会では、「視聴」という表現まで使っているところもあったと一応この間、改めて調べて出てきたんです。そうしますと、最終的には、条例改正、文言修正っていう話にもなってしまいうんです

が、この「傍聴」という表現のままでいいのかどうかということをここで確認させていただきたいと思うんです。この点に対して何かご意見ありませんでしょうか。

千葉委員。

○15番（千葉康弘君） 千葉康弘です。

この「傍聴」と書いているのは、多分、当時、皆さんに関心を持っていただくということで、見に来ていただくのが一番ですけれども、そればかりじゃなくて、関心を持っていただいて、議員に頼んだからもう関心ないよみたいな形では困りますので、その分で「傍聴」っていうふうに、「意欲を高める」工夫っていうことで書いたと思いましたので、傍聴だけでなく、関心を持っていただく、これが一番だということでまとめておりました。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。他にご意見ありませんか。

及川春樹委員。

○10番（及川春樹君） 及川です。いわゆる、傍聴意欲を高めるように努めなければならないということでもありますけれども、結局、傍聴した方の例えば人数は多分把握できると思うんですが、視聴した場合は確認ができるのかなと。結局、何のためにこれをやっているのかっていうと、いろんな人に見て、聞いていただきたいうのが前提にあると思います。その辺がちゃんと担保できるような活動をしないと、ただの自己満足で終わってしまうのではないかと思います。

○委員長（小野優君） 阿部委員。

○22番（阿部加代子君） 阿部です。この条例を作ったときに、Zoomとか無かったんです。本来に来ていただくという事しかなかったんで、今のような、ZoomとかYouTubeとか想定していないので、視聴という文言も必要なのかなというふうに感じました。

○委員長（小野優君） 高橋浩委員。

○14番（高橋浩君） ありがとうございます。

(2)で市民の傍聴意欲の確保で、①会議の周知、②傍聴意欲の確保っていうところで、その②の傍聴意欲の確保ところでの今議論ということですかね。それで、私思ったんですが、(2)で、もう既に市民の傍聴意欲の確保って書いてあるので、この①、②を、総括して傍聴意欲の確保で、それで、②の傍聴意欲の確保で改めて確保って書いてあるんですけども、もし、例えば今、阿部委員がおっしゃったように、傍聴に関する何か新たな意欲だったりっていうよう表現を用いてもいいのかなという思いをしましたが。

○委員長（小野優君） 阿部委員。

○22番（阿部加代子君） この条例を作ったときには、先ほどもお話しましたように、ZoomとかYouTubeとかは想定しておりませんで、とにかく、市民に議会の傍聴に来ていただく、傍聴席に来ていただくっていうのがメインで、とにかく関心を高めていただきたい。議論をしっかりと見ていただきたい、聞いていただきたいという思いが込められておりましたので、その辺を勘案しますと、この傍聴だけには、言葉の変化が最近では生じてきているのかなというふうに感じております。

○委員長（小野優君） 総じて関心を持っていただきたいのはもう変わらない部分だと思うんですけども、その関心の持ち方といいますか、関わり方が、やはり時代で変化してきている部分もあるのかなっていうところは、今皆さんおっしゃっていただいている部分なのかなと思いますので、この点、管理評価としての条文修正は求められてはいなかったんですが、この表現の部分

に関して、改めて、管理評価の数字を変えるかどうかは別として、その表現部分を再度事務局で協議させていただいて、改めて皆さんに掲示をさせていただきたいと思います。

まず、現段階での数値としては、段階評価B、管理評価3という部分で、この第5条第2項・第3項の部分は確定させていただきたいと思います。

廣野委員。

○18番（廣野富男君） 内容的には構わないと思うんですが、この評価自体は議員としての評価になっていて、開かれたっていう市民目線から見たときに、開かれているか。いろいろな方法があったとしても、それを対外的に表す、何か別な指標があった方がいいのかなと。例えば、今は傍聴だけでなく様々な部分はあるけれども、では、傍聴人、例えば、令和5年度に何人来たのかと、前年比で増えたのか減ったのか、あるいはそのYouTubeであれば、例えばフォロワー数が、何件で増えたのかどうかというふうな客観的な数字もないと、うちほうはやったと言いながらも、では市民が本当に興味を持って聞いてもらっている、見ていただいているのかっていうのは、ここには全然出てこないで、何か、そういう部分もこの評価の中に表記されるような工夫も1つあっていいかなということで、参考までに。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。

そうですね、先ほど及川春樹委員からも視聴者数の話があつて、それが今、技術的にどこまで、ちょっと、奥州市議会の本会議の配信がその回数を数えるシステムはないっていう話だったんですけども、それ以外にも例えばホームページの閲覧の数とか、全体としては捉えているって話なのでそれが議会の部分だけ切り出して可能なのかという部分、技術的な部分は役所の方と確認してみますけれども、いずれその客観的な数値化できるものは今後、今の段階では、過去と比較はないでしょうけれども、これからの取組として評価できるものがあればそれは加えていくってことは私も大事なかなと思っています。その辺を整理して、改めて提示させていただきたいと思います。

ほか、この点に関してよろしいでしょうか。

< 「よい」との声あり >

では、次に進みます。

次が、第10条第2項、政務活動費の部分です。

ここはまず、透明性の確保としての公開という部分でしたので、段階評価の部分では、共産党さんから、政策立案という次元まですすめていない、っていう部分はありましたけれども、これは取組の部分でもやはりこの額が少ない、これは公開性、今のテーマとはずれるんですけども、この公開性の部分に関しては、特に何かご意見ありますでしょうか。

今野委員。

○27番（今野裕文君） 何でしょうね、今までもそうだったんですけども、結局、広報活動が主眼になっていたので、私たちとしてはそういう取組になってない。あと会派の中では政務活動費を見直すべきだっていう意見はありますけれども、特にそういう趣旨でここを書いたわけではありません。それで、政策立案のためにあるのだとすると使い方が間違っているって話だと思いますけれども。今の時点ではそういう活動しているということです。

○委員長（小野優君） まず、この部分。繰り返しますが、まずその透明性確保と公開っていう

部分でまず今は区切って確認させていただいている部分でしたので、今、ご意見でいただいた部分は、また第1項の方かなと思いますので、まずこの公開部分に関してですけれども、段階評価がB、管理評価が3でしたけれども、まずこういった評価でいく部分に関して、特に何かご意見がなければ。額とか使い道の部分に関しては別の段で議論させていただいて、この公開という部分に関しては、こういった評価で確定させていただきたいと思うんですけれども。

阿部委員。

○22番（阿部加代子君） さきほど共産党の今野委員さんがおっしゃっていたんですけれども使い方とその透明性公開のところはまた違うところなので、絞っていただいたらちょっとまた見方が変わってくるのかどうか確認していただいて。Cではなくって、透明性、公開性のところだともうちょっと上がるのであれば、上げていただいてというのではどうでしょうか。

○27番（今野裕文君） 別に、異論はありません。

○委員長（小野優君） そうしますと、新奥会としてもこの公開の部分に関しては多分異論ないのかなと。活動量、要は、金額の話の部分だったような気がするんですけれども。

○10番（及川春樹君） 公開については、問題はありません。公開すべきだということです。

○委員長（小野優君） そうしますと、おそらくこれは、このままでよろしいというところになると思うので、段階評価もA、管理評価も4になるかと思うんですが、共産党さん、新奥会ともそれでOKと今確認をしましたので、まずこの使途公開、第10条第2項に関しては、段階評価A、管理評価4にさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

< 「よい」との声あり >

ありがとうございます。

続いて、第11条、市民との関係の部分で、ここも情報公開の部分であったわけですが、そうするとまず段階評価で、共産党さんがもう少し努力が必要ではないかという部分で、その辺もうちょっとご説明いただければと思うんですが。

今野委員。

○27番（今野裕文君） あんまり、他意はないんですけれども、議員との懇談会とか、結局ワールドカフェ、どう考えたらいいのかよくわかりませんが、減っているんじゃないかっていうふうに。ワールドカフェが一定の政策提言を目的にやっていますので、趣旨が違うのかなっていう思いで、Cにした。そういう意見があってCにした経緯です。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。今ご意見がありまして、ワールドカフェが今、常任委員会単位での形式ということで、あれはワールドカフェではなくて、正式には、市民と議員と懇談会を、常任委員会がワールドカフェ方式でやっているというふうに、平成30年から変わってやってきた部分に対して、報告っていう部分は確かに、毎回10分ぐらいですか、10分～15分程度、中に入れているのが今の現実だと思うんですけれども、その点に対して、やはり疑義があるという部分でしたけれども、この点に関して皆さんから、ご意見等ありませんでしょうか。

今後の必要な取組の部分にあとは関わってくると思うんですけれども。

廣野委員。

○18番（廣野富男君） ここは情報公開と説明責任、いずれ、情報公開することによって説明責任を果たしているかどうかというふうに捉えたと、市民と議員の懇談会については若干の改善が

私は必要だと思っているんですが、それを除けば、私はそれなりに頑張っているのではないかと
思うので、例えば今後の必要な取組のところに、市民と議員の懇談会の在り方についてはもう少し
改善する余地があるとか、改善が必要だというコメントがあれば、私は、全体的には、もう1
つくらい上がってもいいのかなという見方をさせていただきます。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。この段階評価、それから管理評価も平均で出し
ていましたので、仮にここで共産党さんから1段階上げていただいても多分Bという評価は計算
上変わらないのかなという気はしないでもないですが、なのでまず、今後の必要な取組の部分で
は、市民と議員の懇談会に関しても改めて議論になる部分でもありますので、まずこの部分、個
票に関しては、段階評価がB、管理評価が3ということで、取りまとめさせていただきたいなと
思うんですけれども、この点ご異論ありますでしょうか。

＜ 「なし」との声あり ＞

ありがとうございます。このように評価させていただきます。

次に、第12条、議会広報の充実という部分です。

ここは、段階評価がB、管理評価が3というところで、新奥会で厳しめの評価をさせていただ
いておりましたけれども、及川春樹委員、補足があれば、この広報の部分に関して、段階評価と
管理評価と合わせてお願いします。

○10番（及川春樹君） 及川です。

段階評価はBにしましたけれども、議会だよりなんかでは補足説明がされていると思うんです
が、行政用語が多くて、なかなか一般の方はわかりづらいのかなと思ってまして、できればそ
ういったところもわかりやすく説明する必要はあるんじゃないかなと思います。

加えて、管理評価のところ、多分、我々目線での情報の扱い方と、子どもたち、高齢者の
方々はやっぱり違うので、その辺も配慮するような工夫というのも必要ではないかなというこ
とでこのように書きました。以上です。

○委員長（小野優君） それからもう1つ、私から補足しますと、管理評価で2を付けたのは、
今後の必要な取組という部分でちょっと書いて触れているんですけれども、「広報」という形の
条文はあるんですが、市民と議員との関係でちょっといろいろやっていく中でも、広聴広報委員
会という名前を掲げましたが、議会基本条例の中で「広聴」という表現が、ほかの聞き方が「広
聴」に当たるんじゃないかという文言はあるんですけれども、「広聴」という単語そのものがこ
の条例の中には入っていなかったの、ここに入れるべきなのかどうかという議論もあるかもし
れませんが、委員会の名前を変えたけれども、基本条例が変わっていないよねというところか
あったので、評価を2としたのがありました。ですので、ここに入れるのか、ほかのところもか
というところもあるんですが、ならば、今回のこの検証のタイミングで「広聴」という表現も基
本条例の中に入れた方がいいのではないかとこの部分だったんですが、この件に関しても、何か
もしご意見があれば承りたいと思います。

阿部委員。

○22番（阿部加代子君） すみません、やっぱり、基本条例を作ったときには、昔の話ですみま
せん。「広報」の方に力を入れていたので、「広聴」っていうところがなかなか、条例に盛り込
むことができてなかったのかなというふうに思います。

廣野委員。

○18番（廣野富男君） 確か広聴が入ったのは今年でしたよね。

○委員長（小野優君） 今任期に入ってからです。

○18番（廣野富男君） ですよ。この評価は去年まで、今年を含むのかどうかというのがありますが、いずれ私が思うのは、もう少し、自分たちでやってきたのだから、これはもっと評価していいと思うんです。

むしろ、その課題となる部分は今後の取組の部分に入れて、今まで頑張ったのですから、もう少し、みんなで褒めてやってください。これじゃ気の毒ですよ。やっている方々に。ということです。

○委員長（小野優君） 阿部委員。

○22番（阿部加代子君） 本当に頑張っていたいています。

議会事務局も人が少ないのに、大変、YouTubeやライブ配信など取り組んでいただいていて、本当にすごく頑張っていると思いますので、やはり、その評価を上げてもいいのかなって思います。

それと、新奥会さんから言われている、子どもとか、高齢者とかのその情報の在り方ですよ。広報、あと広聴もそうなんでしょうけれども、子供向けの広報は出されている議会もあるようなので、そういうところがまだまだできるところなのかなとは思っています。

○委員長（小野優君） やってきて努力している部分は評価すべきじゃないかという廣野委員のご指摘もありましたし、あとはそれとは別に今後の部分っていうお話もありましたので、そうしますと段階評価の部分でまとめてきている部分もありますが、端数切り捨てにしていましたけれども、例えば、段階評価はA、管理評価は3で、今後の取組の部分にあとは、もう少しこう力を入れていく、今後の部分というところになるのかなという評価をくださせていただきたいと思います。こういった形の段階評価A、管理評価3ということでの議運としての評価にしたいと思います。この点よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次が第13条、市民懇談会の部分になります。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 それでは、まだ説明が終わっていない部分でしたので、第2条第1項、第13条と説明をさせていただきます。

先に第2条第1項です。資料配信になりました。

議会の活動原則で、市民意見の把握と市政反映、これは、第2条第1号の部分になります。

市民を代表する議決機関として、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること、になります。

まさにこれは、広聴の部分になろうかと思っています。

取組は、第13条の検証に同じで2回同じ部分が出てくるからですが、(1)の部分は、これまでの取組ということで記載があるところです。

それに、前回以降の取組で令和2年度、第15回の回次ということで、市民と議員の懇談会を各常任委員会単位で開催しているところを書いています。

以下、第何回という言い方をしなくなり、令和3、4、5年度と、各常任委員会を単位として、市民と議員の懇談会をワールドカフェ形式で開催している状況で今に至っています。

令和3年度はコロナの背景もあり、中止になったときもありました。

次のページに進み、評価の部分についてです。

段階評価は、奥和会さんがA、奥州みらいさん、共産党さん、公明党さんがB、新奥会さんがCで、この部分で議員間討議など自由な討議ができていないという新奥会さんの意見があつて、C評価になっています。

ただ、均しますと、平均でB評価になります。

管理評価は、見直しは不要であるとする奥和会さん、共産党さんの意見がある一方、奥州みらいさん、新奥会さん、公明党さんは3で、条文は改正しないが現状の取組を見直すことが必要だということで、奥州みらいさんからは、多くの市民の意見を市政の反映に努めることが必要である。新奥会さんは、条例のとおり活動されることが重要と感じるが、議会で十分な審議を尽くしていない。公明党さんからは、会派視察、常任委員会視察、所管事務調査、調査報告書など積極的に公開する、LIVE、写真等という意見が出されています。

条文は改正しないが現状の取組を見直すことが必要だとのことで管理評価は3になっています。続きまして、第13条です。

こちらがまさに、市民懇談会そのものが、条例第13条の見出しになっていまして、読み上げますと、第13条、議会は、第2条及び第3条に規定する議会及び議員の活動原則に従い、市民との多様な意見交換の場として、市民懇談会を行うものとする。第2項として、前項に定めるもののほか市民懇談会に関し必要な事項は、別に定める、ということで、視点は、①市民の多様な意見、要望等を的確に把握できていますか、②回数、方法その他の内容が適切ですか、という点で検証することになっております。

取組内容は、先ほどと重複しますので読み上げを省略します。

段階評価は、奥和会さん、公明党さんからA評価である一方、奥州みらいさん、新奥会さんはB評価、共産党さんはC評価で、均しましてB評価という段階評価になると捉えています。

管理評価は、公明党さん以外は3評価、何かしらの取組の見直しが必要だとの意見をいただいています。管理評価の理由として具体的に記述があった部分は、共産党さんから、最近は特定の方を対象にしたジョブカフェのような形式になっていないでしょうか。市民懇談会の一形態ではあるが、検討を要するのではないかと、というご指摘があるところですし、新奥会さんからは、委員会で行っている内容はあくまで委員会から市民への投げかけであり、市民からの投げかけは個々の議員活動の範囲ではあると思うが、議会全体での場は少ないという意見が出されている状況です。

単純に管理評価だけを見ますと条例改正は不要ということになりますけれども、今後必要な取組としまして、これは、先ほどの廣野委員からのご指摘の部分にもなろうかと思いますが、奥州みらいからのワールドカフェがマンネリ化しないような取組、それから新奥会さんから市民と議員の懇談会の数を増やすほか、テーマ設定に工夫が必要ではないかと。公明党さんから、懇談会はリアルとオンラインのハイブリッドにする、という意見ということで、内容や方法についての取組、意見が出ていると捉えています。

以上です。

○委員長（小野優君）　ということで、中項目の多様な市民意見の把握の部分での検討の個票になっておりまして、まず、2つのうち最初、1つ目が、第2条第1項の部分でした。

ここで、すみません半年前なので覚えていない部分があるんですが、新奥会が段階評価Cというのをこの第1項に対してのCだったのか及川委員、覚えていますでしょうか。

○10番（及川春樹君）　第2号に「議員相互の自由な討議を重んじること」というのがあって、会派で思ったのは、多分市民の方々が、そういった結果の話だけじゃなくて、多分それに至った経緯や個々の皆さんの考え方っていうのも知りたいんだなっていうのもあるし、我々議員も多様な意見があってこのような判断に至ったという説明をしたいなということでこのように、議員間討議が少ないなということで書いたように覚えております。

○委員長（小野優君）　なので、先ほど私の方で言いました「広聴」という部分に関わる活動原則というのがここに掲げられている部分なんだろうなというところで、事務局からも今そういう説明がありました。

この部分に関しての評価ですけれども、市民から声を聞いて反映するという部分で、ここに関しての段階評価は、やはりワールドカフェの部分が指摘されているのかなと思います。

まず、ここまでやってきた評価という部分でいきますと、実際、ならした数値ではありますが、段階評価がB、管理評価が3という数値にはなるのかなと思いますけれども、それを今後の取組部分で、この議会の活動原則の(1)の部分に関しての今後必要な取組という部分が少し混ざっている部分もありますが、ここを整理して改めて提示させていただくとして、評価の数値としては段階評価がB、管理評価が3ということで、議運の評価とさせていただきたいと思うんですがこの点、皆さんの方からご意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

個票に関してはこの評価とさせていただきます。

廣野委員。

○18番（廣野富男君）　いいんだろうなと思うんですが、このあれでしたよね。第2条第1号でいいんですよ。

この第2条、議会の活動原則には(1)から(3)まであって、(2)の評価はされているかなと思うんですが、(1)の「市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映」するという我々議会の取組としてどうだったのかなと。あるいはどうあるべきかなと考えたときに、先進地事例でよく言われるのは、議会モニター制とか、議会サポート制度とかがあるわけですよね。そういう部分というのは、まさに市民の声を聞く場。どちらかというと、いろいろ出ましたけれども、市民との懇談会はこちらでテーマ設定して、本当に市民の関心のある、そのテーマ以外の部分はなかなか聞く場がないので、なんかそういうのはやはり必要なかなって思ったときに、どこかにそういう部分、これからの取組に入るのかどうかわかりませんが、何かそれが奥州市の場合、欠けているっていうか、不足しているなというふうに感じましたので、意見として述べさせていただきます。

○委員長（小野優君）　今おっしゃったとおりの部分、私も共感する部分ですけれども、今回はまず、今やっていること、やってきたところの評価という部分でまず1回評価を出した上で、今

後の必要な取組も改めて、今回は条文のチェックシートのやり方と個票のやり方がバラバラだったというのが反省すべき点でもありましたので、その検証の数値を出した後に、それこそこの後、通年議会の話にもなると思いますけれども、条文にいわゆる何でしょう、追加した方がいいんじゃないかっていう内容とかがこれからここで積みあがって議論していく部分になると思いますので、議会モニター制度の導入も今までいろんな俎上に上がってきて結論が出ないまま来ていた部分でもあると思いますので、この評価が終わった段階で、次にどういうふうにするかっていう議論の段階が来ると、それをしなきゃいけないと思っていましたので、そこでもう一度その部分も取り上げていただけたらなと思っております。なので、その次の段階で、またよろしくお願いします。

今後の部分に関してはまた、評価報告書を作った際に、もう1回文書、文言を確認いたしますので、その際も改めてご指摘いただきたいなと思います。

では、次の方に進みます。

第13条、市民と議員の懇談会です。ここに関してもご指摘いただいてきた部分でワールドカフェの在り方、これだけでいいのかという部分のお声もあるのかなというふうに思っている部分なんですけれども。

まず、段階評価がB、それから管理評価は3という部分で、評価の理由を見ていきますと、マンネリしているんじゃないかという部分があったりとか、やり方をもう少し変えては、テーマ設定、市民側からのテーマもあるんじゃないかというお話もあった部分が、まさに今ここに述べられているんじゃないかなと思うんですけれども。

まず、今一旦、段階評価B、管理評価3と均した数値できていますけれども、この部分に関して、改めてもしご意見があるようでしたら、お伺いいたします。

ないようであれば、まず評価の数値がまさにこのとおりになるかなと思いますので、あと先ほども言いましたけれども、今後必要な取組という部分で、ここをもう少し整理して、この後、評価が終わった後に、次に議会をどうするのかという議論の際に、ここは改めて大事なテーマになる部分だと思いますので、その際にまた改めて皆さんからご意見をいただくとして、現時点での検証の評価としては、第13条に関しても、段階評価B、管理評価3ということで議運の評価とさせていただきますと思いますがご異論ありますでしょうか。

< 「なし」との声あり >

ありがとうございます。ではこういった評価とさせていただきます。

というようなやり方で改めて今後、ほかの条文に関してもやっていく部分ではありますが、ここは事務局お願いします。

○佐藤副主幹 今日協議ありがとうございました。今後もすべての条文を同様の形で検証を進めて参りたいと思います。よろしくお願いします。

重ねてになりますが本日ご承認いただいた部分が議運の意見になって、1つの報告書にまとめられていく形になります。引き続き、よろしくお願いいたします。

あと、今後の必要な取組の部分は、委員長から何回かありましたが、委員長、副委員長、事務局で調整の上で、まとめて後日提示させていただきます。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（小野優君） 今日の協議事項は、以上とさせていただきます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### 4 その他

##### （1）今後の予定について

○委員長（小野優君） その他今後の予定についてですが、事務局お願いします。副主幹。

○佐藤副主幹 今後の予定は次第のとおりです。

12月議会に向けた全員協議会が11月18日に予定されています。今日、別件で当局に聞いたところ、案件は10件ほどとのことですが、議運の会議も開催予定です。

議会招集告示後は、定例会運営に係る議会運営委員会が11月26日火曜日に開催されますので、あわせて、取組事項も協議します。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（小野優君） 日程に関して、衝撃の内容もありましたが、皆さんの方から何かありますでしょうか。

< 「なし」との声あり >

##### （2）その他

○委員長（小野優君） その他の(2)その他について。

副主幹。

○佐藤副主幹 2点です。

1つは滝沢市の関係です。9月30日のレポートが未提出の場合は、提出願います。

前回話題を提供した、12月定例会初日に滝沢市議会の研修会に招かれている件について、当市事務局長が滝沢市議会の事務局長さんともお話をし、回答期限を11月22日までのばしていただけることになりました。

当市の状況は、当局で12月定例会向けの議案期限が11月11日で、その日を過ぎれば、議案数が見えてきて一定の時間的なめども見えてくると思います。その状況を11月18日の全協の日に話として出させていただいて、奥州市議会の回答をまとめる形で、11月22日に回答を出すことで進めたいと思っています

もう1点は、前回かなり前向きな方向で提示をさせていただいた議運の視察研修の件ですが、去る10月30日に松本市議会から、1月30日、31日は視察は受け入れられないとの回答が来てしまいましたので、また振り出し状況です。大変申し訳ありませんが現状を報告をさせていただきます。以上です。

○委員長（小野優君） まず、滝沢市議会から、招き入れ部分に関しては待っていただけることだったので、当局の様子を見ながら、改めて回答いたします。

視察に関しては、松本市議会は受入不可ことでしたので、松本市議会以外の部分に関しては、委員長、副委員長、事務局にということで、一応受けておりましたが、松本市議会の部分も駄目になってしまいましたが、そこも早急に今まで上げてもらった候補で駄目なところが結構あったので、改めて何かしらテーマも探るところから、副委員長と相談しながら、定例会が始ま

る前には決めてしまいたいと思っておりますので、何とか急いで確定させたいと思っておりますので、その点もご了承願います。

阿部議員。

○22番（阿部加代子君） 確か、松本市議会さんはOKって言ったのではなかったでしょうか。なぜ、駄目になったのでしょうか。その辺はどういったことなのか。

○委員長（小野優君） 副主幹。

○佐藤副主幹 受入れが駄目と言われてしまって、それ以上の深い事情については聞かなかったのですが、松本市議会さんでは議運の視察受入となると、議長、副議長、あと議運の委員長だったかもしれませんが、いずれ対応する方が決まっているので、とお話されていたので、おそらくその方々の都合がつかなくなったんだろうと推察しています。

○委員長（小野優君） ということですが、他に皆さんから何かありますでしょうか。

廣野委員。

○18番（廣野富男君） 松本市議会が駄目だということは、県外の先進地視察はほぼ難しいという理解になるんですかそれとも、可能性は多いんですか。

というのは、地元がいいところがあれば、こないだの滝沢市議会もですが、遠方まで行かなくても、もし、近隣ですばらしい取組をしているところがあれば、再度県内も含めてご検討されてはどうかと思います。

○委員長（小野優君） 阿部委員。

前に視察したいところは出していますよね。だからその中から選ぶべきだと思います。基本はそこだと思います。

○委員長（小野優君） 阿部委員おっしゃるとおりで、そこから探ろうと思っているんですけども、ルートの作り方が、移動時間がついていうところもあったんで、そこら辺を随時確認しながら、ご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

## 5 閉会

○副委員長（千葉敦君） 慎重審議ありがとうございました。議会運営委員会を閉会いたします。